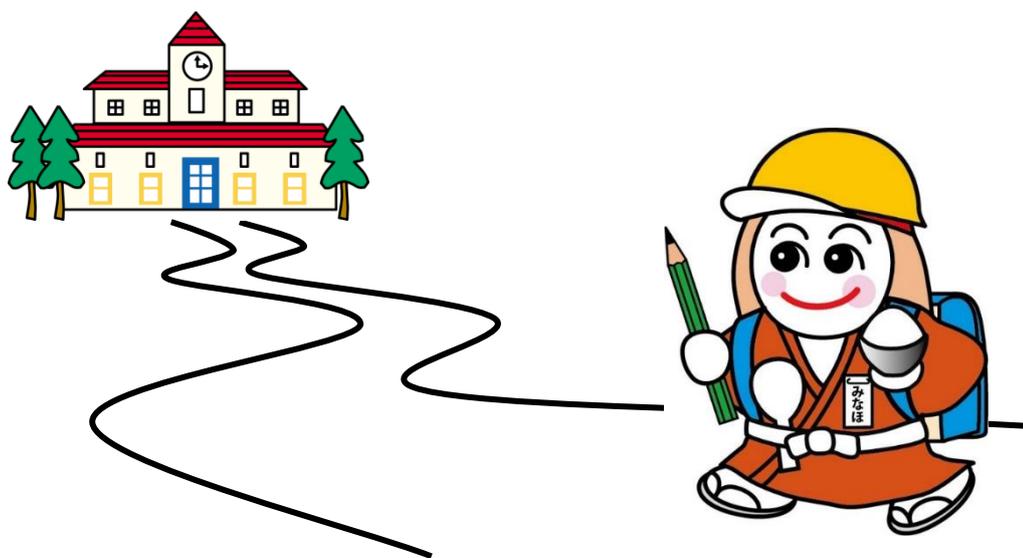


令和7年度 放課後児童クラブ 入会案内

(新規・継続共通)



～ 申請受付期間 ～

○令和7年4月1日からの利用希望の方

令和6年11月1日(金)～11月29日(金)

※今年度より申請受付期間が変更となっておりますのでご注意ください。

※申請期限を過ぎて提出された方は、年度当初からの利用はできない場合があります。

(希望者数によっては入会できない可能性あり)

○令和7年5月1日以降の利用希望の方

入会を希望する月の前月10日まで

※申請期限を過ぎて提出された方は、翌々月からの入会となります。

(例:5月から利用希望の場合は4月10日までに提出)

1. 放課後児童クラブについて

放課後児童クラブは、放課後や夏休み等長期休暇中に、就業や疾病等により保護者が昼間家庭にいない児童を預かり、学校施設等を活用した遊びを行いながら、安全に放課後等を過ごす手助けをするとともに、児童の健全育成を図ることを目的としています。

■対象児童

就労等で保護者、同居の親族等が昼間家庭にいない小学1年生から6年生までの児童

入会希望者が多数となった場合は、保護者、同居親族等の就労状況、家庭の状況及び児童の学年（低学年）などを考慮し入会を決定します。近年利用希望者が多くなっており、校区によっては定員超過のため希望されても入れない状況が発生しております。令和7年度についても、申込状況（低学年の申請数など）によっては、3年生以上は入れない児童クラブも出てくる場合がありますので、予めご了承ください。

■児童クラブへ預けることができる事由

児童の保護者、同居の親族等のそれぞれが次のいずれかの状態にあることが条件となります。

児童クラブへ預けることができる事由	内容	預かり利用可能期間
①保護者の就労	保護者が居宅外で労働することを常態としている場合	就労期間中
	保護者が居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としている場合	
②母の妊娠・出産	児童の母が妊娠・出産により、児童をみられない場合	妊娠中または出産後間がない期間
③保護者が疾病・障がいをもっている	保護者が疾病にかかり、もしくは負傷し、又は精神もしくは身体に障害を有している場合	対象者の疾病等が治癒するまで
④保護者が常時、病人の看護・介護をしている	看護・介護を要する親族等がいる場合	看護や介護を必要とする期間
⑤災害	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合	危難が終了するまで
⑥その他	①から⑤までに掲げる状態に類すると市長が認める状態にある場合	市長が認める期間

※保育園等に入所する際の保育を必要とする事由には、「求職活動中」と「育児休業中」がありますが、児童クラブにおいては、預けることができる事由に該当しませんのでご承知ください。

■開設場所(令和7年4月1日予定)

校区	児童クラブ名	定員	電話番号
飯野小学校区	飯野小学校児童クラブ (飯野小体育館横教室)	80名	33-2200
	みなみえびの保育園キッズクラブ (みなみえびの保育園内)	30名	48-4152
上江小学校区	上江小学校児童クラブ (上江認定こども園内)	40名	33-3265
加久藤小学校区	加久藤小学校児童クラブ (ふじ総合こども園内)	60名	35-1219
真幸小学校区	学童保育まさき (真幸認定こども園内)	31名	37-1495
岡元小学校区	岡元小学校児童クラブ (岡元小学校内)	35名	37-2481

■開所時間

平日・登校日：放課後 から 18時まで

土曜日・長期休業日：8時30分 から 18時まで

※日曜日、国民の祝日、年末年始(12/29~翌1/3)等は休みになります。

※令和7年度の開始日は4月1日になります。

※開所時間は、各児童クラブによって異なりますので、各児童クラブにお尋ねください。

■利用料金など

利用料金 3,000円(月額)

おやつ代等 2,000円(月額)

傷害保険料 800円(年額)

■利用料金免除

下記のいずれかに該当する世帯は、申請により利用料金を免除することができます。

- ① 生活保護法の規定による生活援助を受けている世帯。
- ② 就学援助の認定を受けている世帯。

*免除を受けるには、別途申請が必要となります。(申請日の翌月から適用)

(申請を希望する方には入会決定通知と一緒に免除申請についての案内をお送りします。)

*免除の対象は利用料金のみとなります。

(おやつ代・傷害保険料は免除対象外となります。)

2. 申込み方法

■申請書類等配布場所

- (1) 新1年生または2年生以上で新規で入会を希望する人
- ・市役所本庁2階 こども課子育て支援係
 - ・飯野、真幸出張所(数に限りがありますので、事前に電話にてご確認ください。)
 - ・各児童クラブ(数に限りがありますので、事前に電話にてご確認ください。)
- (2) 現在児童クラブに入会している人
- 入会中の児童クラブから配布されます。

■申請場所・時間

保育所・認定こども園の入所申請受付と一緒に以下の日程で児童クラブの入会申請を受け付けます。
以下の日程での申請にご協力ください。以下の日程で申請が難しい場合は、児童クラブ開所時間内に入会希望児童クラブへ申請してください。

受付時間:午後 3 時30分~午後 6 時	
受付日	受付場所
11月 6日(水)	飯野保育園
11月12日(火)	みなみえびの保育園
11月14日(木)	真幸認定こども園
11月19日(火)	上江認定こども園
11月20日(水)	ふじ総合こども園

大変混みますので、できる限りご自宅で事前に記入してください。
※記入等でご不明な点等がありましたら、市こども課までお問い合わせください。

■提出するもの

(1) **入会申請書** (記入例参照)

(2) **就労証明書** (父・母それぞれ必要)

・会社などに勤務している場合 → 事業所の証明

・農業、商業など自営業の場合 → お住まいの地域の民生委員の証明

※就労証明書は令和7年4月1日以降に雇用されることが分かるもの。3月で退職される場合は、4月から勤務する新しい職場からの証明が必要となるため、令和7年5月までに必ずご提出ください。

※事業所が遠隔地にある等、就労証明書が申請期限までに準備できない特別な事情がある場合はご相談ください。

※同居の祖父母も就労している場合は、同居祖父母の就労証明書も必要です。同居祖父母の就労証明書が添付されていない場合は、優先順位が下がる場合があります。

(3) **就労以外の場合の証明書**

・父母の病気、障害、家族の介護等の場合 → 診断書、身体障害者手帳、介護保険被保険者証

・学校等に通うことによる場合 → 在学証明書

※(2)、(3)については、弟妹の保育所等の入所申込みの際に提出されている場合は必要ありません。
(その場合、入会申請書の右上に必ずチェックをつけてください)

※上記の就労、就労以外(病気等)に該当しない方で特段の事情がある場合は、市こども課子育て支援係にご相談ください。

(4) **傷害保険料 800円** (クラブによっては、別途手数料が発生する場合があります。)

3. 届出のルール

■休会するときは

・休会理由が発生した場合、「児童クラブ休会届」を利用している児童クラブに提出
例) 夏休み期間は自宅で面倒をみられるため など

■退会するときは

・退会理由が発生した場合、「児童クラブ退会届」を利用している児童クラブに提出
例) 祖母が仕事を辞め、家でみてもらえるようになったため など

■休会・退会に関する注意事項

・届出期限

休会・退会したい月の前月まで(8月から休会したい→7月31日までに提出)

※期限を超過して提出した場合

休会・退会予定月についても、通常どおり利用料等が発生します。

(8月から休会・退会したい→8月1日に提出→8月分は利用料が発生)

※ただし、急な大怪我や病気等を除きます。

・退会について

以下の項目については、強制的に退会となる場合がありますのでご注意ください。

えびの市放課後児童健全育成事業実施規則より

- (1) 第3条各号に規定する状態(児童クラブへ預けることができる事由)に該当しなくなったとき。
- (2) 入会児童が市外に転出したとき。
- (3) 入会児童が無断で1月以上児童クラブに出席しないとき。
- (4) 入会児童が支援員の指示に従わないとき。
- (5) 利用料金を2月以上にわたり滞納したとき。
- (6) (1)~(5)に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

■申請内容に変更があったときは

「児童クラブ入会申請事項変更届」を児童クラブへ提出

申請内容の主な項目:住所・氏名・勤務先・緊急時連絡先・健康保険証・入会希望理由・その他
例) 預ける理由が「就労」から「妊娠・出産」に変更になったときは、「児童クラブ入会申請事項変更届」と
「母子健康手帳の写し(表面・分娩日記載ページ)」を児童クラブへ提出。

4. 注意事項

- (1) 現在、児童クラブを利用している方も、毎年申請を行う必要があります。
- (2) 申請期間を過ぎてからの申込みは市こども課での受付となり、優先順位が期間内に申し込まれた方よりも後になりますのでご注意ください。
- (3) 利用希望者が多数となった場合は、提出書類をもとに市が書類審査を実施し、入会の可否を決定します。入会できない場合は、お支払いいただいた傷害保険料800円はお返しいたしません。
- (4) 入会申込みにあたっては、事前にお子さまとよく話をしたうえで提出をお願いします。

ご不明な点・ご相談につきましては、
市こども課までお問い合わせください

こども課 子育て支援係
TEL 35-3738 (直通)

